



榊原
暢宏がシェアリングテクノロジー<3989>株式の大量保有報告書を提出



シェアリングテクノロジー<3989>について、榊原
暢宏が8月8日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「安定株主として保有」によるもの。

報告書によると、榊原
暢宏のシェアリングテクノロジー株式保有比率は、12.36%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2017年8月3日。